

# 意見書

平成27年5月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいおー みやうち けん  
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

条項又は 項目とページ番号	具体的内容
第23条（解説）（5）	<p>本解説案に記載のとおり、接続認証ログを初めとする通信履歴については、業務の遂行上必要な場合に限り、記録・保存することが可能な通信の秘密として保護されるべき情報です。従って、今回示された接続認証ログに係る「6か月程度」及び「1年程度」という保存が認められ得る期間につきましても、各電気通信事業者がその業務上の必要性に応じ判断するための一定の目安であり、判断主体は各電気通信事業者であると認識しています。</p> <p>なお、弊社としましては、接続認証ログの保存目的は利用者への料金請求及び利用者からの問い合わせ対応が主であるため、当該業務の目的に沿って、適切な保存期間を設定していく考えです。</p>

以上